



不動産の取得に関する申告書 (県税条例第40条の7)

住宅の課税標準の特例に関する申告書 (県税条例第40条の3) 住宅用土地の減額に関する申告書 (県税条例第40条の13)

地方振興局用

平成 年 月 日

福島県

地方振興局長

郵便番号

住所(法人にあつては所在地)

(フリガナ)

氏名(法人にあつては名称及び代表者氏名)

調査簿番号	
整理番号	
個人(法人)番号	
確認方法	個人番号カード・通知カード・住民票 その他()

電話番号()

区分	家屋	土地			
① 種類又は地目	住宅・併用住宅・工場・倉庫・事務所・店舗・旅館・附属家・アパート・その他()	宅地・農地・山林・原野・雑種地・公衆用道路・その他()			
② 取得年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日			
③ 取得の事由	新築・増築・改築・売買・贈与・その他()	売買・贈与・交換・その他()			
④ 不動産の所在					
⑤ 家屋番号又は地番		外 筆			
⑥ 床面積又は地積	m ² (左のうち住宅部分の面積 m ²)	m ²			
⑦ 用途		宅地の場合()			
⑧ 家屋の構造	造 葺 階建	宅地以外の場合()			
売買・贈与等により取得したときの売買契約等の相手方の住所・氏名	住所	住所			
	氏名	氏名			
住宅又は住宅用土地を取得して軽減措置に該当する場合 (裏面の第2の1及び2をごらんください)	住宅を新築(建売りを含む)した場合	住宅部分の床面積 m ²	3年(2年)以内に住宅が新築される(建売住宅の購入も含む)場合	住宅の着工予定年月日 平成 年 月 日	住宅の完成予定年月日 平成 年 月 日
	増改築をした場合	増改築後の全体の床面積 m ²	土地取得者と住宅を新築(取得)した又は新築(取得)を予定する者が異なる場合の新築(取得)者の住所・氏名(含む)場合	住所	氏名
		増改築前の家屋の建築年月日 昭和 年 月 日		前1年以内に住宅を新築していた場合	住宅の取得年月日 平成 年 月 日
		既存(中古)住宅を購入した場合	取得した住宅の新築年月日 昭和 年 月 日	1年以内に既存住宅を購入する場合	住宅の取得予定年月日 平成 年 月 日
	既存(中古)住宅を取得した場合には、登録免許税の軽減を受けるための市町村長の証明書の写しを添付してください。		取得取得予定の住宅の床面積		m ²

下記の事項についてもご記入ください。

1. 家屋を新築・増築・改築により取得したとき

○ 工事施行者(建築請負者等)住所・氏名

○ 建築総工事費 円
(概算でかまいません。)

2. 登記関係

○ 登記済

区分	登記年月日	法務局受付番号
家屋	平成 年 月 日	第 号
	平成 年 月 日	第 号
土地	平成 年 月 日	第 号
	平成 年 月 日	第 号

○ 登記申請中

○ 未登記

※住宅用土地を取得して軽減措置に該当する場合は、この申告書のほかに「新築住宅(又は既存住宅)に係る不動産取得税の減額(還付)申請書」を提出することが必要です。
なお、裏面の注意事項をよく読んで記載してください。この申告について不明の点がありましたら、最寄りの地方振興局県税部へお問い合わせください。

④欄の筆頭物件以外の記載欄

不動産の所在	地目又は家屋の種類	不動産の所在	地目又は家屋の種類

この申告書は、不動産（土地又は家屋）を取得した日から**60日以内**に市町村または地方振興局県税部に提出してください。

不動産取得税について

- 1 不動産取得税は、不動産（土地、家屋）を取得した者に対し、不動産の価格を課税標準として課税されます。
- 2 価格とは、取得した不動産の所在する市町村の固定資産課税台帳に価格が登録されている場合はこの価格をいい、登録価格がない場合又は登録価格により難しい場合は、固定資産評価基準により評価した価格をいいます。
- 3 平成30年3月31日までに宅地評価土地（地目が宅地である土地及び宅地比準土地（地目が宅地以外の土地でその価格が固定資産評価基準により当該土地と状況が類似する宅地である土地に比準して評価されるべき土地））を取得した場合には当該土地の価格の2分の1の額を課税標準とする特例が設けられています。

注 意 事 項

第1 記載上の注意

- 1 「①種類又は地目」及び「③取得の事由」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 「②取得年月日」の欄は、取得した日（建築家屋にあっては使用・譲渡が行われた日、農地にあっては農地法第3条又は第5条の許可又は届出の日）を記入してください。
- 3 「④不動産の所在」及び「⑤家屋番号又は地番」の欄は、家屋を2棟以上又は土地を2筆以上取得した場合には筆頭物件について記入し、それ以外の物件は上記の欄に記入してください。
- 4 「⑥床面積又は地積」の欄は、取得した家屋又は土地が2棟又は2筆以上の場合、家屋にあっては合計の延床面積、土地にあっては全筆の合計面積を記入してください。（小数点以下2位まで）
なお、「家屋」の「左のうち住宅部分の床面積」の欄には、住宅と併せて取得した附属家屋（住宅用物置・自家用車庫など）がある場合は附属家屋の床面積も含めて記入してください。
- 5 「⑦用途」の欄は、具体的に記入してください。
（家屋にあってはたとえば居宅・貸住宅・店舗兼居宅・住宅用物置・営業用車庫など）
（土地にあっては土地の利用目的たとえば住宅用敷地・店舗用敷地・駐車場用地など）
- 6 「⑧家屋の構造」の欄は、たとえば「木造瓦葺2階建」というように記入してください。

第2 「住宅又は住宅用土地を取得して軽減措置に該当する場合」の欄

（次の1又は2に該当する場合に記入してください。）

1 住宅を取得して軽減措置に該当する場合

住宅を建築又は購入した場合には、次の(1)又は(2)に掲げる要件をすべて満たしている住宅であればこの申告書を提出することによって、(1)にあっては1,200万円（価格が1,200万円未満である場合はその額が限度です。）、(2)にあってはその住宅が新築された時期に応じた額の特例控除が受けられます。（ここでいう住宅の範囲には、店舗兼住宅・倉庫兼住宅など併用住宅の住宅部分及び住宅用物置や自家用車庫なども含まれます。）

- (1) 住宅の建築（新築、増築、改築）をした場合（居住の用に供されたことのない住宅の購入を含む。）
 - ・1戸（共同住宅等にあっては1区画当たり）の床面積が50㎡（1戸建以外の貸家住宅については40㎡）以上240㎡以下であること。（増築等にあっては増築後の床面積の合計で判定します。）
- (2) 既存（中古）住宅を取得した場合

次の要件をすべて満たすものを個人が取得した場合

 - ア 自己の居住の用に供するもの
 - イ 床面積（母屋と附属家屋（物置等）の合計床面積）が50㎡以上240㎡以下であること

ウ 次のいずれかに該当するもの

- (ア) 昭和57年1月1日以後に新築されたもの
- (イ) 取得した日前2年以内に建築士等が行う耐震診断によって、新耐震基準に適合していることの証明がされているもの

2 住宅用土地を取得して軽減措置に該当する場合

次に掲げる要件に該当する住宅用の土地を取得した場合には、この申告書を提出し、住宅を取得してからこの申告書のほかに「**新築住宅又は既存（中古）住宅に係る不動産取得税の減額（還付）申請書**」を提出することにより、土地に対する税額から取得した住宅と土地の面積に基づいた一定の計算による額が軽減されます。

- (1) 土地を取得した日から3年以内（平成30年3月31日までの取得に限る。）にその土地の上に住宅が新築された場合（土地を取得した者がその土地を住宅の新築の時まで引き続き所有している場合、又は土地を取得した者が土地を譲渡し当該土地の譲受人が住宅を新築した場合に限る）
- (2) 土地を取得した者がその土地を取得した日前1年以内にその土地の上に住宅を新築していた場合
⇒(1)、(2)とも、第2、1、(1)の要件を満たしている住宅であること
- (3) 土地を取得した個人が、土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある自己居住用の既存住宅等を取得した場合、又は土地を取得した日前1年以内にその土地の上にある自己居住用の既存住宅等を取得していた場合
⇒第2、1、(2)の要件を満たしている住宅であること

第3 その他

公共事業により収用された不動産の代わりに不動産を取得した場合、不動産が火災その他の災害により滅失又は損壊したため、これに代わる不動産を取得した場合などで一定の要件に該当するときには、この申請書とは別にこれらの事実を証する証明書等の書類を添えて「不動産取得税の減額・減免・納税義務の免除申請書」などを定められた期限までに提出することにより、不動産取得税の軽減措置を受けられる場合もあります。

住宅又は住宅用土地を取得した場合は申告・申請しなければ軽減措置の適用が受けられません